

## 生活衛生営業振興事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、生活衛生関係営業の振興等を通じて、その経営の健全化・安定化を図るため、公益財団法人埼玉県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

#### (1) 福祉ボランティア事業

生活衛生同業組合等が行う地域の福祉施設等へのボランティア活動事業

#### (2) 後継者育成事業

生活衛生同業組合の指導者や青年部員を中心に、先進地視察、セミナーへの参加、異業種交流会や研修会の開催等を通じ、これからの生活衛生同業組合推進力としての後継者の育成を図るための事業

#### (3) 標準営業約款推進事業

標準営業約款制度の普及を図るための事業

#### (4) 組織活性化促進事業

生活衛生同業組合の組織活性化を図るための事業

### (補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は、当該年度の予算の範囲内とし、別表に定める額とする。

### (申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条に規定する交付決定通知の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第6条 指導センターの長は、知事の要求のあったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条に規定する実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、事業完了後1か月以内又は事業完了日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 歳入歳出決算(見込)書

(2) その他参考となる資料

(確定通知の様式)

第8条 規則第14条に規定する確定通知の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の請求)

第9条 指導センターの長は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第5号の請求書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備)

第10条 指導センターの長は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証明書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 補助事業完了後に、消費税の申告等により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、様式第6号により知事に報告しなければならない。なお、知事は報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年7月2日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年7月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年8月2日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年7月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

生活衛生営業振興事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

（宛 先）

埼玉県知事

所在地

名称

代表者氏名

年度生活衛生営業振興事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 経費所要額算出内訳 別紙1のとおり
- 3 事業計画書 別紙2のとおり
- 4 事業完了予定年月日 年 月 日
- 5 添付書類  
歳入歳出予算書抄本  
その他参考となる書類（賃貸契約書、見積書の写し等）



も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (6) 指導センターの長は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証明書類を整備保管し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税の申告等により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、様式第6号により知事に報告しなければならない。なお、知事は報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

様式第3号（第7条関係）

生活衛生営業振興事業費補助金実績報告書

第 号  
年 月 日

（宛 先）

埼玉県知事

事業所所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け生衛第 号で補助金の交付決定の通知を受けた生活衛生営業振興事業費補助金について、当該事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 経費所要額精算内訳 別紙（1）のとおり
- 2 事業実績報告書 別紙（2）のとおり
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類  
歳入歳出決算（見込）書  
その他参考となる資料

様式第4号（第8条関係）

生活衛生営業振興事業費補助金額確定通知書

生 衛 第            号  
年    月    日

公益財団法人埼玉県生活衛生営業指導センター理事長 様

埼玉県知事

年 月 日付け生衛第 号で交付決定した生活衛生営業振興事業費補助金については、年 月 日付け 第 号で報告のあった実績報告書に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知する。

記

1 補助金交付決定額	金	円
2 補助金交付確定額	金	円
3 精算額	金	円



様式第5号（第9条関係）

生活衛生営業振興事業費補助金請求書

第 号  
年 月 日

（宛 先）

埼玉県知事

事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

年 月 日付け生衛第 号で補助金の交付決定通知のあった生活衛生営業振興事業費補助金について、下記のとおり交付されたく申請します。

記

補助金請求額 金 円

様式第6号（第11条関係）

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

第 号  
年 月 日

（宛 先）

埼玉県知事

事業所所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け生衛第 号で補助金の交付決定の通知を受けた生活衛生営業振興事業費補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額（要県補助金返還相当額）

金 円

注：別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

別 表

1 事業名 (事業費)	2 対象経費
<p>1 福祉ボランティア事業 (450千円)</p>	<p>第2条の(1)に定める事業を行うために必要な助成費、会議費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費) 使用料及び賃借料、旅費</p>
<p>2 後継者育成事業 (120千円)</p>	<p>第2条の(2)に定める事業を行うために必要な会議費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、謝金、旅費</p>
<p>3 標準営業約款推進事業 (20千円)</p>	<p>第2条の(3)に定める事業を行うために必要な会議費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、宣伝広告費、使用料及び賃借料、旅費</p>
<p>4 組織活性化促進事業 (210千円)</p>	<p>第2条の(4)に定める事業を行うために必要な会議費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、宣伝広告費、使用料及び賃借料、旅費</p>

別紙 1

生活衛生営業振興事業

所要額算出内訳

経費区分	事業費総額 金額：円	交付申請額 金額：円	対象経費支出額	
			金額：円	内 訳
1 福祉ボランティア事業				
2 後継者育成事業				
3 標準営業約款推進事業				
4 組織活性化促進事業				
合 計				

別紙2

生活衛生営業振興事業計画書

1 福祉ボランティア事業

事業内容

2 後継者育成事業

事業内容

3 標準営業約款推進事業

事業内容

4 組織活性化促進事業

事業内容

(注意) 事業内容はできるだけ詳細に記入すること。

別紙（1）

生活衛生営業振興事業

所要額算出内訳

年 月 ～ 年 月

経費区分	事業費総額 金額：円	交付決定額 金額：円	対象経費支出額	
			金額：円	内 訳
1 福祉ボランティア事業				
2 後継者育成事業				
3 標準営業約款推進事業				
4 組織活性化促進事業				
合 計				

別紙（２）

生活衛生営業振興事業  
実績報告書

1 福祉ボランティア事業

事業内容

2 後継者育成事業

事業内容

3 標準営業約款推進事業

事業内容

4 組織活性化促進事業

事業内容

（注意）事業内容はできるだけ詳細に記入すること。